

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年3月7日
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 正行
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569(29)0202(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 辻村 誠
【最寄りの連絡場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569(29)0202(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 辻村 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 300,125,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	875,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

(注) 1 平成25年3月7日(木)開催の取締役会決議によるものであります。

2 振替機関の名称および住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法および条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	875,000株	300,125,000	150,062,500
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	875,000株	300,125,000	150,062,500

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は150,062,500円であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
343	171.5	100株	平成25年3月21日	-	平成25年3月22日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式にかかる割当てを受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込をし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社中京医薬品 人事総務部	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
知多信用金庫 亀崎支店	愛知県半田市亀崎町8丁目88番地

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
300,125,000	15,000,000	285,125,000

(注) 1 発行諸費用のうち主なものは、フィナンシャル・アドバイザー・フィー12百万円並びに登録免許税およびリーガル・アドバイザー・フィー他3百万円です。

2 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

#### (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額285百万円につきましては、以下の表に記載する各使途に充当する予定であり、各使途の詳細は下記のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
ミネラルウォーターの製造販売を行う売水事業（以下、「アクアマジック事業」といいます。）の三重県地区での製造工場および物流倉庫の建設費用と土地の取得費用	185	平成25年4月～平成26年3月
家庭医薬品等販売事業についての緊急通報装置の購入	50	平成25年4月～平成26年3月
家庭医薬品等販売事業およびアクアマジック事業における新規顧客の獲得費用	50	平成25年4月～平成26年3月

上表のとおり、アクアマジック事業における三重県地区での製造工場および物流倉庫の建設と土地の取得費用に185百万円、家庭医薬品等販売事業における緊急通報装置の購入に50百万円、顧客獲得の為に支払に50百万円、それぞれ充当する予定であります。なお、当社の設備計画については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりです。

アクアマジック事業の三重県地区での製造工場と物流倉庫の建設費用については、リターナブルボトルとボトルの回収が不要なOne-Way方式双方の製造可能なスキームを活かし、積極的に事業拡大に取組む為に顧客拡大と配送効率を高め収益性の改善を目的として三重県に製造工場と物流倉庫を建設し、当社の家庭医薬品等販売事業の顧客にも有効活用して事業の成長性の確保を目指します。また、商品の安定的供給の為に、One-Way方式の製造工場が現在愛知県半田市にある半田ウォータープラント1機の為、双方のバックアップ機能としての活用や地域分散による津波・災害リスクを回避し、愛知県以外の水源も確保する総合的リスクヘッジの上でも、三重県の製造工場及び物流倉庫の建設は急務であります。差引手取概算額のうち185百万円をその製造工場および物流倉庫の建設費用と土地の取得に充当する予定です。

家庭医薬品等販売事業における緊急通報装置の購入に関しましては、当社の現顧客規模24万軒のお客様の中から今後の高齢化社会に伴い増加が予想される独居高齢者および夫婦高齢者の世帯に対し、お掃除、お買物の手間を代行する「便利さ」のサービスを導入するだけでなく、緊急通報装置を普及することにより安心・安全なお客様の「ライフ・ケア」をそのご子息・ご家族と共にサポートするビジネスモデルを構築して収益の向上を目指して、緊急通報装置の購入に充当する予定です。現在の顧客世帯層の独居高齢者および夫婦高齢者世帯約6万軒を主対象として当初はその約1.5%の9百軒の導入を目指して、お客様にはその緊急通報装置をレンタルで提供することによって継続的な収益を構築して参ります。社会的役割としましては緊急通報装置を設置することで、そのご子息様にも「安心さ」をサービスし心置きなく働いていただける環境づくりを考えております。さらに、緊急通報装置を警備会社や介護事業会社と連携することにより高齢化社会に向けての幅広いビジネスモデルを構築し、現在の取引顧客のみならず全国に向けての市場展開を目指します。

家庭医薬品等販売事業およびアクアマジック事業における新規顧客の獲得費用においては、新規顧客を増加させるために専門会社と提携・協働して1万軒の新規顧客の獲得を目標に新規顧客開拓を行い、その費用に充当する予定です。また、配置薬業界において改正薬事法による登録販売者の人材確保の困難並びに個人事業主の高齢化や小規模事業主の後継者の問題等により事業を継承できない事業主が今後増加していくものと予想され、そのような事業主から家庭医薬品等の置き薬による顧客との「ふれあい業」を継承する為、積極的に顧客取引を引き継ぐ営業権の取得を目指し、組織的には営業統括本部に属する開発課に人材を雇用して新規顧客の獲得の為の営業権並びに人材投資を図りその費用に充当する予定です。アクアマジック事業においても同様に営業権の取得を行い新規顧客の獲得の為の費用に充当する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	知多信用金庫	
	本店の所在地	愛知県半田市星崎町3丁目39番地の18	
	代表者の役職および氏名	理事長 榊原 康弘	
	出資金	996百万円	
	事業の内容	信用金庫業	
	主たる出資者およびその出資比率	-	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当社株式を103,497株所有 (平成24年9月30日時点)
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	割当予定先から借入を行っております。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	預金取引、借入等の金融取引があります。	

a 割当予定先の概要	氏名	山田 正行
	住所	愛知県半田市
	職業の内容	勤務先の名称および役職：株式会社中京医薬品 代表取締役 所在地：愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1 事業の概要等：家庭医薬品等販売事業
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式を1,352,786株所有 (平成24年9月30日時点)
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	辻村 誠
	住所	愛知県名古屋市
	職業の内容	勤務先の名称および役職：株式会社中京医薬品 専務取締役 所在地：愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1 事業の概要等：家庭医薬品等販売事業
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式を52,048株所有 (平成24年9月30日時点)
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	松本 好博
	住所	三重県四日市市
	職業の内容	勤務先の名称および役職：株式会社中京医薬品 取締役 所在地：愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1 事業の概要等：家庭医薬品等販売事業
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式を60,918株所有 (平成24年9月30日時点)
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	金澤 光二
	住所	愛知県半田市
	職業の内容	勤務先の名称および役職：株式会社中京医薬品 取締役 所在地：愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1 事業の概要等：家庭医薬品等販売事業
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社株式を17,672株所有 (平成24年9月30日時点)
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	飯田 亨
	住所	愛知県高浜市
	職業の内容	勤務先の名称および役職：株式会社中京医薬品 取締役 所在地：愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1 事業の概要等：家庭医薬品等販売事業
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社株式を12,091株所有 (平成24年9月30日時点)
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	米津 秀二
	住所	三重県四日市市
	職業の内容	勤務先の名称および役職：株式会社中京医薬品 取締役 所在地：愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1 事業の概要等：家庭医薬品等販売事業
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社株式を16,905株所有 (平成24年9月30日時点)
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

## c 割当予定先の選定理由

## (1) 当社を取り巻く事業環境およびこれまでの当社の取り組み

当社は、「もっと健康、ずっと幸せ。」を企業スローガンとして定め、お客様が心身共に健康で幸せな社会生活を営むことに貢献し続けていくことを使命として捉え、より一層お客様に「健康」と「幸福」をお届けできる企業を目指す為に邁進してまいりました。家庭医薬品等販売事業におきましては、お客様本位の営業を徹底し、営業効率の向上、前々期の営業所の統廃合、販売管理費削減等による利益体質の強化にも取り組んでまいりました。また、アクアマジック事業においては、これまでのリターナブルボトルに加え、今期4月よりボトルの回収が不要なOne-Way方式の稼働が始まり、全国展開への基盤が整ってまいりました。

その結果、当社の家庭医薬品等販売事業において利益体質の強化を図り、お客様への新たなサービスの導入による収益の向上を目指す為、およびアクアマジック事業を当社の第二の事業の柱とする為、当社は様々なリスクに備えながらも、以下の3つの施策を通して積極的に事業拡大に取り組むことで、持続的成長と収益基盤を構築することが急務であると考えております。

当社のアクアマジック事業は、全国展開への基盤が整えられたことにより、今後は積極的に事業拡大に取り組む為に、収益性の改善および商品の安定供給を目的として三重県に製造工場と物流倉庫を建設し、事業成長の基盤の構築を目指したいと考えております。

家庭医薬品等販売事業につきましては、現在約24万軒のお客様の中でも、特に独居高齢者および高齢者夫婦世帯のお客様が抱えている日常生活における不便さを解消していただく為、緊急通報装置を設置することで新たなサービスの開拓による新規ビジネスモデルの構築を考えております。

家庭医薬品等販売事業およびアクアマジック事業の両事業において、当社は新規顧客の増加を重要な経営課題と認識し、新規顧客の開拓専門会社への業務委託を通じて顧客の増加を図ると共に同業他社から営業権を購入して顧客取引を引き継ぐ方法による新規顧客獲得も考えております。

以上により、上記の事業拡大や経営課題への取り組みを実現する為、資金調達を行うこととし、その具体的手法として本第三者割当増資を採用することといたしました。

## (2) 資金調達の必要性

当社は、前述の各施策への事業投資に当社が有する手許資金を充当することを検討しましたが、当社は買掛金・未払金・従業員の給与・賞与などの支払いに充当する運転資金の一部を短期借入金により調達している状況にあり、また経済環境・競争環境の悪化リスクに備えた資金を確保する必要もある為、手許資金をこれらの事業投資に充当することは当社の財務基盤を毀損する恐れがあり、適切ではないと判断いたしました。さらに、実施予定の各施策内容を踏まえると長期かつ安定的な資金により事業投資すべきと考えられること、資本性のある資金調達として公募増資や株主割当増資も考えられるものの、これらの方法では調達コストが相対的に高まることや当社株式の資本市場での状況を勘案すると、当社における資金需要の発生時期に合わせて必要な資金を確実に調達できる可能性が低いと考えられること、当社の資産規模や活動する領域における事業リスクに鑑みて、有利子負債残高の増加を回避し、自己資本を充実させることが望ましいと考えられることから、確実かつ迅速に資金調達を実現できる第三者割当増資による新株式発行を選択いたしました。

## (3) 資金調達方法の検討および本第三者割当増資の選定理由

割当予定先である知多信用金庫は当社のメインバンクの一行であり、創業以来当社の発展と企業価値向上の為に共に歩んでまいりました信頼の厚い企業であります。知多信用金庫からは当社が収益力の強化および更なる成長を図るといふ方針のもとで事業活動に取り組んでいることについてご理解をいただき、本第三者割当増資の引受依頼を快諾いただいたことから、割当予定先として選定することといたしました。

また、当社の取締役である山田正行、辻村誠、松本好博、金澤光二、飯田亨、および米津秀二に対しては、企業価値向上の為に積極的な事業拡大に伴う投資リスクに対する経営者としての責任と株主の皆様に対する株主価値向上の為に、自ら出資することによってその目的を果たしていく為に、割当予定先として選定することといたしました。

## d 割り当てようとする株式の数

山田 正行	当社普通株式	417,000株
知多信用金庫	当社普通株式	400,000株
辻村 誠	当社普通株式	26,000株
松本 好博	当社普通株式	8,000株
金澤 光二	当社普通株式	8,000株
飯田 亨	当社普通株式	8,000株
米津 秀二	当社普通株式	8,000株

## e 株券等の保有方針

当社は、各割当予定に対し、本第三者割当増資により取得する割当新株式について、中長期的に保有する方針であることを確認しております。なお、当社は、各割当予定先から、本第三者割当増資により取得した割当新株式について、払込期日より2年以内に全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

## f 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当予定先より、本第三者割当増資の払込期日に全額を払い込むことの確約をいただいております。必要となる資金の確保についても支障がない旨の報告を受けております。また、当社は、割当予定先の知多信用金庫から直近（平成24年3月31日）の財務諸表より各取締役からは提供された預金通帳の残高および融資証明書等によりその払込資金の存在を確認しており、本第三者割当増資による新株式払込みについては確実性があるものと判断しております。

## g 割当予定先の実態

各割当予定先は、従来からの取引金融機関および当社取締役であることから、当社が認識している情報において、社会的信用力は十分であると考えております。さらに、当社は各割当予定先に対し、各割当予定先およびその関係者が反社会的勢力でない旨、反社会的勢力が運営または経営に関与していない旨、反社会的勢力と意図的に取引関係を有していない旨を直接面接にて確認するとともに、インターネット検索サイトを利用してキーワード検索を行ったところ、各割当予定先と反社会的勢力との関りを示す情報などは確認されなかった為、各割当予定先は反社会的勢力と関りがないと考えております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

## (1) 発行価格の算定根拠およびその具体的内容

本第三者割当増資による募集株式の発行価格は、割当予定先である知多信用金庫および当社取締役である山田正行、辻村誠、松本好博、金澤光二、飯田亨および米津秀二との協議の結果、当社株式の証券市場における売買高が比較的少ないことなどから、できるだけ取締役会決議日に近い日における株価を参照することが適切であると考え、取締役会決議日の直前取引日（平成25年3月6日）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値343円を採用し、発行価格を343円といたしました。

上記直前取引日の終値とした理由は、当該株価が、平成25年2月4日の第35期（平成25年3月期）第3四半期に係る決算発表を受けて形成された株価であり、当社の株式に係る客観的な価値を反映しているものと考えられ、当該株価を参照することが合理的であると判断した為であります。

なお、発行価格における当該直前営業日までの1週間の終値平均319円に対するプレミアム率は7.52%、1ヶ月間の終値平均307円に対するプレミアム率は11.73%、3ヶ月の終値平均282円に対するプレミアム率は21.63%、6ヶ月の終値平均263円に対するプレミアム率は30.42%となっており、かかる観点からも合理性があるものと考えております。

また、上記発行価格は、日本証券業協会が公表した「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に沿ったものであり、この点においても合理性が認められると考えております。

さらに、当社監査役4名全員より、上記の発行価格については、本第三者割当増資が有利発行に該当しない旨の当社取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められない旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量および株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠



本第三者割当増資により、新たに発行する普通株式875,000株の、平成24年9月30日現在の当社発行済普通株式総数10,785,734株に対する割合は8.1%、割当予定先に新たに付与する議決権数8,750個の総議決権数105,154個に対する割合は8.3%になります。これにより、当社株式の1株当たりの株式価値の希薄化が生じることとなるものの、本第三者割当増資は、資本の増強と当社の中核事業の家庭医薬品等販売事業の新規ビジネスモデルの構築、事業の第二の柱とする為のアクアマジック事業の設備投資、当社の顧客増加などを進めることが目的であります。そして、これらは現在順調に推移している業績の継続およびさらなる向上を図る為に必要な資金調達であり、当社の収益基盤および財務基盤の強化ひいては当社の企業価値の向上には必要不可欠なものと判断しております。その為、本第三者割当増資は、既存株主の皆様への利益向上および株主価値の増大に繋がるものであり、かかる点を総合的に勘案して、本第三者割当増資における発行数量および希薄化の規模は、既存株主の皆様にとって合理的な規模であると平成25年3月7日に開催された取締役会で判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
山田 正行	愛知県半田市	1,352	12.86%	1,769	15.54%
有限会社ヤマショー	愛知県半田市亀崎月見町1 丁目116-1	1,121	10.66%	1,121	9.84%
山田 幸男	愛知県知多郡東浦町	1,062	10.11%	1,062	9.33%
山田 雄三	愛知県半田市	767	7.30%	767	6.73%
知多信用金庫	愛知県半田市星崎町3丁目 39番地の18	103	0.98%	503	4.42%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8 -11	365	3.48%	365	3.21%
中京医薬品従業員持株会	愛知県半田市亀崎北浦町2 丁目15-1	323	3.07%	323	2.84%
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内2丁 目7番1号	224	2.13%	224	1.97%
山田 重子	愛知県半田市	163	1.55%	163	1.43%
中京医薬品取引先持株会	愛知県半田市亀崎北浦町2 丁目15-1	152	1.45%	152	1.34%
計	-	5,636	53.59%	6,453	56.65%

(注) 1 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合および割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無および内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度にかかる有価証券報告書または最近事業年度の翌事業年度にかかる四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度にかかる有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3. 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」に記載された設備計画の内容は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月7日）現在、以下の通りとなっております。

#### （1）重要な設備の新設

事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 （千円）	既支払額 （千円）		着手	完了	
三重ウォーター ショップ （三重県）	売水事業	製造工場及び 物流倉庫	185,000	-	増資資金	平成25年4月	平成26年3月	生産能力 300%増

### 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期事業年度）の提出日（平成24年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月7日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

<平成24年6月25日提出の臨時報告書>

#### 1 提出理由

平成24年6月22日開催の当社第34期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規程に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### （1）当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月22日

##### （2）決議事項の内容

議案 剰余金の処分の件

期末配当金について、当社の普通株式1株につき金2円50銭とするものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議結果 (賛成の割合)
議案	67,092	91	0	(注)1	(注)2 可決(99.86%)

(注)1 決議事項が可決されるための要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席者のすべての株主分)に対する事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分および当時値出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

## &lt;平成24年6月27日提出の臨時報告書の訂正報告書&gt;

## 1 提出理由

平成24年6月25日に提出いたしました金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示による内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 訂正事項

## (3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

(訂正前)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議結果 (賛成の割合)
議案	67,092	91	0	(注)1	(注)2 可決(99.86%)

脚注略

(訂正後)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議結果 (賛成の割合)
議案	67,092	91	0	(注)1	(注)2 可決(86.23%)

脚注略

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月25日 東海財務局長に提出
四半期報告書	第35期第3四半期	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 東海財務局長へ提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月13日

株式会社中京医薬品  
取締役会御中

## 有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木造眞博 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木賢次 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京医薬品の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第35期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京医薬品の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2.四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月22日

株式会社中京医薬品  
取締役会御中

### 有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上嗣平 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木造眞博 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京医薬品の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中京医薬品の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社中京医薬品の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社中京医薬品が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。